

答申第121号

平成19年12月26日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成19年1月29日付神保障自第478号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人に関する

「H13.7.23付社援発第1275号に規定する、以下の公文書・資料・記録等の一切

(9) 社会的に許容されない不祥事の認識・調査と制裁措置

(10)(9)に係る法人組織の再検討

(11)(9)に係る関係者の社会的責任を明確にするための氏名公表」

について、公開請求を拒否した決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

特定の社会福祉法人に関する

「H13.7.23 付社援発第 1275 号に規定する、以下の公文書・資料・記録等の一切

(9) 社会的に許容されない不祥事の認識・調査と制裁措置

(10)(9) に係る法人組織の再検討

(11)(9) に係る関係者の社会的責任を明確にするための氏名公表」

の請求について、実施機関がその存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

申立ての対象となった社会福祉法人(以下「本件福祉法人」という。)に関する

「H13.7.23 付社援発第 1275 号に規定する、以下の公文書・資料・記録等の一切

(9) 社会的に許容されない不祥事の認識・調査と制裁措置

(10)(9) に係る法人組織の再検討

(11)(9) に係る関係者の社会的責任を明確にするための氏名公表」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定の取り消しを求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 19 年 1 月 10 日付の異議申立書(以下「申立書」という。)から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件福祉法人は、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付申請書を神戸市長に提出し、神戸市長は厚生労働省近畿厚生局長あて社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金の交付申請書を提出した。この補助金事業においては、施設整備費として本件福祉法人に助成される。平成 17 年 2 月 10 日に、厚生労働省社会・援護局長は、「平成 17 年度社会福祉施設等整備費国庫負担(補助)金に係る協議等について」において、補助金の協

議対象施設の選定に関して、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を踏まえるように通達を行っている。神戸地方裁判所は、逮捕・起訴された本件福祉法人の関係者 に対し、有罪判決を下した。平成 18 年 11 月 14 日に行った公開請求に対して、実施機関は「公文書公開決定等期間延長通知書」において、「公開・非公開の決定に時間を要するため」「第三者への意見照会を行うため」との理由により、条例第 14 条第 2 項を適用し、延長後の期間を 12 月 19 日までとした。その期日に、実施機関は「公開請求の拒否による非公開決定通知書」により、「上記の請求内容については、公文書の存否を明らかにすることにより、当事者のプライバシーを侵害するおそれがあるため。」を理由として、公開を拒否した。条例第 12 条第 1 項により、非公開決定するのであれば、そもそも 3 週間もの決定期間延長は不要であり、著しい遅延行為とみなされる。公開請求した公文書は、実施機関が補助金申請をあっせんする場合に必要なものとして、厚生労働省が通達したものである以上、その公文書が存在しなければならないことは明らかである。

したがって、その公文書の存否を理由としては、条例第 12 条第 1 項を適用することはできない。実施機関は、条例第 10 条第 1 号アを理由として非公開決定を行ったが、この規定は「特定の個人」に関する規定である。しかるに公開請求した公文書は、本件福祉法人に関するものであり、特定の個人に関する情報公開など求めてはいないので、この非公開理由は著しく不当なものと判断せざるを得ない。実施機関は、条例第 1 条の条文をよく読んだうえで、市民の知る権利を尊重し、今後はこのような不真面目・不適切な処分を行わないように注意すべきである。本件福祉法人に関する判決文は、誰でも裁判所のサイトから容易に入手できるものである。公開請求した理由は、実施機関が厚生労働省の通達どおり、醜悪な事件を起こした本件福祉法人に対して、所管行政である神戸市が適正な法人審査を行っているかどうかを知り、かつ国と市の補助金を、本件福祉法人が助成するに値する法人であるかどうかを知るためである。前述したように、公開請求対象公文書は、通達に基づくものであり、必ず存在しなければならず、かつ特定の個人ではなく、社会福祉法人という公益法人に対する行政手続に関する情報である。もし、仮にその中に特定の個人に関する情報があれば、その箇所のみを適宜不開示することにより、部分公開とすれば済むことである。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 19 年 7 月 23 日付の非公開理由説明書、平成 19 年 9 月 20 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求については、公文書の存否を明らかにすることにより、当事者のプライバシーを侵害するおそれがあるため、公開請求の拒否による非公開決定を行った。

当該公文書公開請求は 20 項目にのぼり、公開・非公開の決定に相当の時間を要したため、条例第 14 条第 3 項に基づき、3 週間の延長をした次第である。

本件請求は、特定された法人の不祥事に係る公文書を対象としている。

一般に、特定法人あるいは特定個人に不祥事があったかどうかという情報は、不祥事に関係した特定個人にとって条例第 10 条第 1 号アに規定するプライバシー情報である。

本件請求においては、特定された法人名が記載され、「社会的に許容されない不祥事の認識・調査と制裁措置」や「関係者の社会的責任を明確にするための氏名公表」を求めるものであるが、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不祥事の有無が判明することになる。その場合、法人名を特定していることから、当該事実の関係者が識別され得ることとなるほか、当該事実について第三者に不当な誤解や憶測を生じさせ、あるいは誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

以上により、条例第 10 条第 1 号アに該当することから、公開請求の拒否による非公開決定を行った次第である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立てについて

本件の争点は、

本件福祉法人に関する

「H13.7.23 付社援発第 1275 号に規定する、以下の公文書・資料・記録等の一切

(9) 社会的に許容されない不祥事の認識・調査と制裁措置

(10)(9) に係る法人組織の再検討

(11)(9) に係る関係者の社会的責任を明確にするための氏名公表」

の請求に対して、対象となる公文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで本件公開請求を拒否した決定である。以下検討する。

### (2) 本件存否情報について

申立人によると、公開請求した公文書は厚生労働省の通達に基づくものであり、その公文書が存在しなければならないことは明らかであるとしている。

厚生労働省通達の平成 13 年 7 月 23 日付「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について〔社会福祉法〕」では、

「3 法人に対する指導監督の徹底について

(略)

(8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。」

としている。すなわち、社会福祉法人及び社会福祉施設において不祥事が発生した場合、都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するにあたり、よるべき基準として通達し、制裁措置等の検討等を要請している。なお、ここにいう関係者の社会的責任を明確にするための氏名の公表等については、過去の事案においてどこまで遡及して公開されるべきか、必ずしも明確な基準が定められているわけではない。

つぎに、申立人としては、本件申立てにおいて、本件福祉法人に関係する特定個人の氏名を挙げて過去に有罪判決を受けたとしており、対象となる公文書が必ず存在しなければならないとしている。そうすると、本件の場合、仮に本件存否情報を明らかにしたとすれば、本件福祉法人において社会的に許容されない不祥事があったか否かが明らかになることとなり、加えて、特定個人に関して犯罪歴があったか否かをも明らかにすることとなる。一般に、特定個人の特定の事実に関する公文書について、その存在を明らかにすれば、特定個人に関する情報が公にされることとなり、結果として個人のプライバシーが侵害される場合がある。「社会的に許容されない不祥事」が発生した場合、事件当時であれば、当事者の氏名等が報道によって公にされることは少なくない。厚生労働省の通達にいう「氏名の公表等」もまた同様である。しかし、事件当時の報道によって当事者の氏名等の情報が一時的に公表されたとしても、当該報道から相当の期間が経過し、その後の報道等において一切公表されていない状況のもとでは、事実上広範に知られている状態であるとは言いがたい。また、裁判所のサイトに掲載される判決文では匿名化が図られており、実名等は公表されていない。

このような事情に鑑みると、申立人が指摘する特定個人に関して、名誉や人格に直接かかわる個人情報である犯罪歴の有無をも明らかにする本件存否情報は、一般に公にすべき情報であるとはいえない。

以上のとおり、申立人が指摘する特定個人に関する情報も含めて「社会的に許容されない不祥事」があった事実の有無が明らかになる本件存否情報については特定個人を識別することができる情報であり、条例第10条第1号アの非公開情報に該当するものと認められることから、公開請求の拒否による非公開決定は妥当である。

### (3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 19 年 1 月 29 日	-	* 諮問書を受理
平成 19 年 7 月 23 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 19 年 9 月 20 日	第 210 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成 19 年 11 月 26 日	第 212 回審査会	* 審議
平成 19 年 12 月 10 日	第 213 回審査会	* 審議